

下関市立大学特別聴講学生の受入れに関する規程

平成 20 年 2 月 5 日

規 程 第 4 号

改正 平成 23 年 12 月 12 日規程第 26 号
平成 27 年 3 月 17 日規程第 27 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 47 条及び下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 36 条の規定に基づく特別聴講学生の受入れに関して必要な事項を定めるものとする。

(特別聴講学生の資格)

第 2 条 学部の特別聴講学生となることができる者は、他の大学又は短期大学（以下「他大学」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学の長が推薦するものとする。

2 大学院の特別聴講学生となることができる者は、他の大学院（以下「他大学院」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学院の長が推薦するものとする。

3 前 2 項の協議（以下「大学間協議」という。）は、教授会（大学院の場合は研究科委員会。以下第 5 条及び第 9 条において同じ。）の意見を聴いて、学長が行う。

(履修の開始時期及び期間)

第 3 条 特別聴講学生の履修の開始時期は、学期の始めとする。

2 特別聴講学生の履修期間は 1 学期を単位とし、1 年を超えないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、履修の開始時期及び期間について大学間協議により別に定めをした場合は、当該大学間協議の定めるところによる。

(履修の申請)

第 4 条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者は、下関市立大学特別聴講学生申請書類を他大学又は他大学院の長を通じて本学の学長に提出しなければならない。

(受入れの許可)

第 5 条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者の所属する大学又は大学院が外国にあるときは、前条の規定による履修の申請を行う前に、本学より受入れの許可を受けなければならないものとする。

2 前項に規定する受入れの許可を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 下関市立大学特別聴講学生願書

(2) 履歴書

- (3) 所属する大学又は大学院の在学証明書
- (4) 推薦状
- (5) 所属する大学又は大学院の学業成績証明書
- (6) 本国その他これに代わる公的機関により発行された本人の身分を証明する書面
- (7) 日本語能力を示す書類
- (8) 学習計画
- (9) その他学長が必要と認めるもの

3 本学の特別聴講学生としての受入れの許可は、前項の提出書類により下関市立大学国際交流委員会において審査の上、学部の場合には教授会の意見を聴いて、大学院の場合には研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

4 学長は、前項において受入れを許可された者に対して、許可書を交付する。
(履修科目等)

第6条 特別聴講学生として履修の申請をすることができる授業科目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学則別表第1に定める科目のうち、科目区分「外国語」（日本語A～H及び日本語演習a～dを除く。）、「情報・数理」及び「健康・スポーツ科学」に定める科目
- (2) 学則別表第2に定める科目（日本事情A・Bを除く。）
- (3) 学則別表第3に定める科目（専門演習I・IIを除く。）
- (4) 学則別表第4に定める科目（アカデミックリテラシーを除く。）
- (5) 学則別表第5に定める科目（インターンシップ及びPBLを除く。）
- (6) 学則別表第6に定める科目
- (7) 学則別表第8に定める科目（教育実習事前・事後指導、教育実習I・II、教職実践演習（中高）、教職ボランティア実習A～D及び介護等体験実習を除く。）
- (8) 大学院学則別表第1に定める科目（演習及び実習科目を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者の所属する大学又は大学院が外国にあるときは、当該特別聴講学生は、同項各号に掲げる授業科目に加え、次の各号に掲げる授業科目の履修を申請することができる。

- (1) 学則別表第1に掲げる科目のうち、日本語A～H、日本語演習a～d及び日本語実習a～j
- (2) 学則別表第2に掲げる科目のうち日本事情A・B

3 前2項までに定める授業科目の単位数については、学則別表及び大学院学則別表の各表に定めるとおりとする。

(単位認定)

第7条 特別聴講学生の単位認定は、学則第28条及び大学院学則第19条の定めによる。

2 単位認定を行った授業科目については、その結果を当該学生が所属する大学の学長（大学院生の場合は大学院研究科長）に送付する。

3 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者の所属する大学又は大学院が外国にあるときは、単位の認定を受けた授業科目については、単位修得証明書を交付する。

(聴講料)

第8条 特別聴講学生は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。ただし、大学間協議により特別の定めがなされている場合は、この限りではない。

(許可の取消し)

第9条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の意見を聴いて、他大学又は他大学院の長と協議の上、受入れの許可及び履修の許可を取消することができる。この場合において、特別聴講学生を推薦した他大学又は他大学院が外国にある場合は、あらかじめ国際交流委員会の意見を聴かなければならない。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められたとき。

(3) その他、学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月5日から施行する。

附 則（平成23年12月12日規程第26号）

この規程は、平成23年12月12日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規程第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第39号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この規程による改正後の第6条の規定にかかわらず、下関市立大学学

則の一部を改正する規則（平成27年規則第3号）による改正前の下関市立大学学則別表及び下関市立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成26年規則第4号）による改正前の下関市立大学大学院学則別表に定める科目のうち、開講されている授業科目については、同条に定める授業科目に相当するものに限り、これらの履修を申請することができるものとする。